

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第9号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年新潟県規則第65号）
附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年4月1日とする。